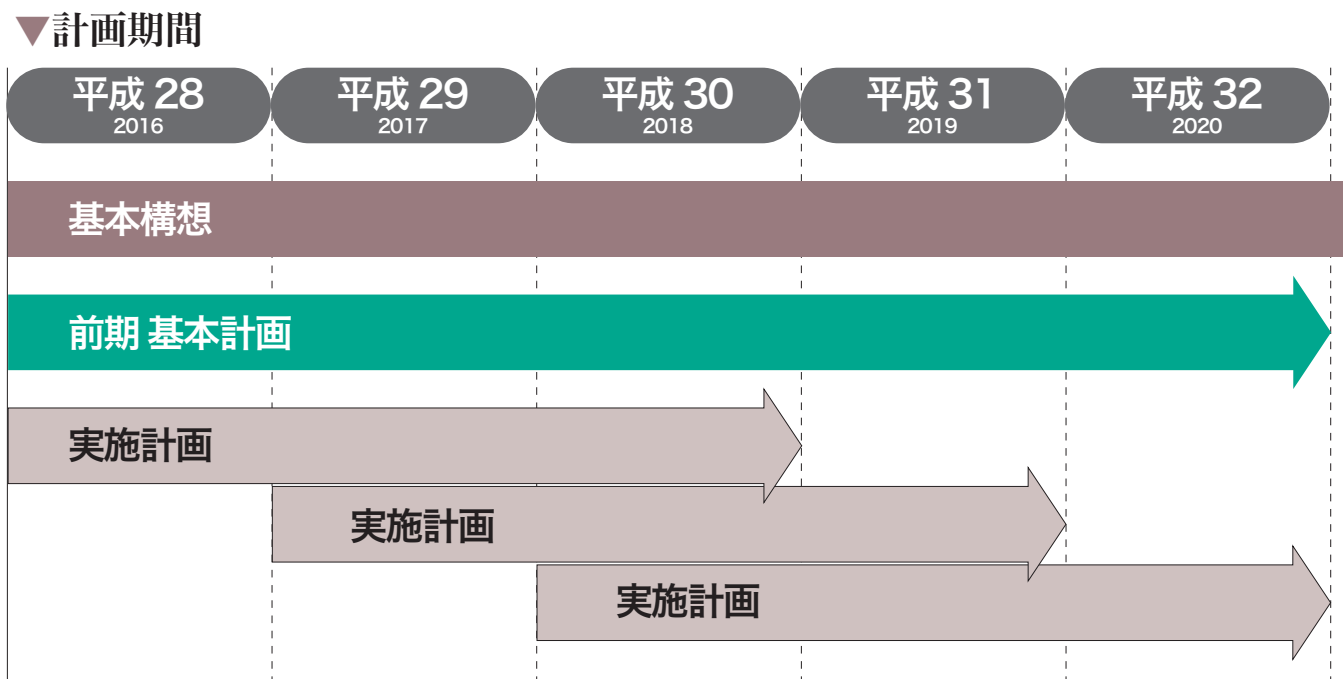


## 計画策定の目的

六ヶ所村では、これまで平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 3 次六ヶ所村総合振興計画」に掲げた将来像『自然が彩る豊かな未来を拓く「躍進・発展のまち」一人と文化を育み科学と産業がはばたく一』の実現に向け、諸施策を展開してきました。総合振興計画は、村の将来を見据えていく上で、最も基本となる計画であり、計画期間の到来に伴い、平成 28 年度を初年度とし、次の 10 年を見通した次期計画となる「第 4 次総合振興計画」の策定が急務となっていました。

この間、地方自治法の改正や少子高齢・人口減少の本格化、東日本大震災と原子力発電所事故に伴うエネルギー政策の見直しなど六ヶ所村を取り巻く時代潮流や社会経済環境にも大きな変化の兆しが見られます。そこで、第 4 次総合振興計画策定にあたっては、平成 25 年度に実施した第 3 次総合振興計画の多面的な検証作業をふまえ、新しい時代にふさわしい計画として策定しました。

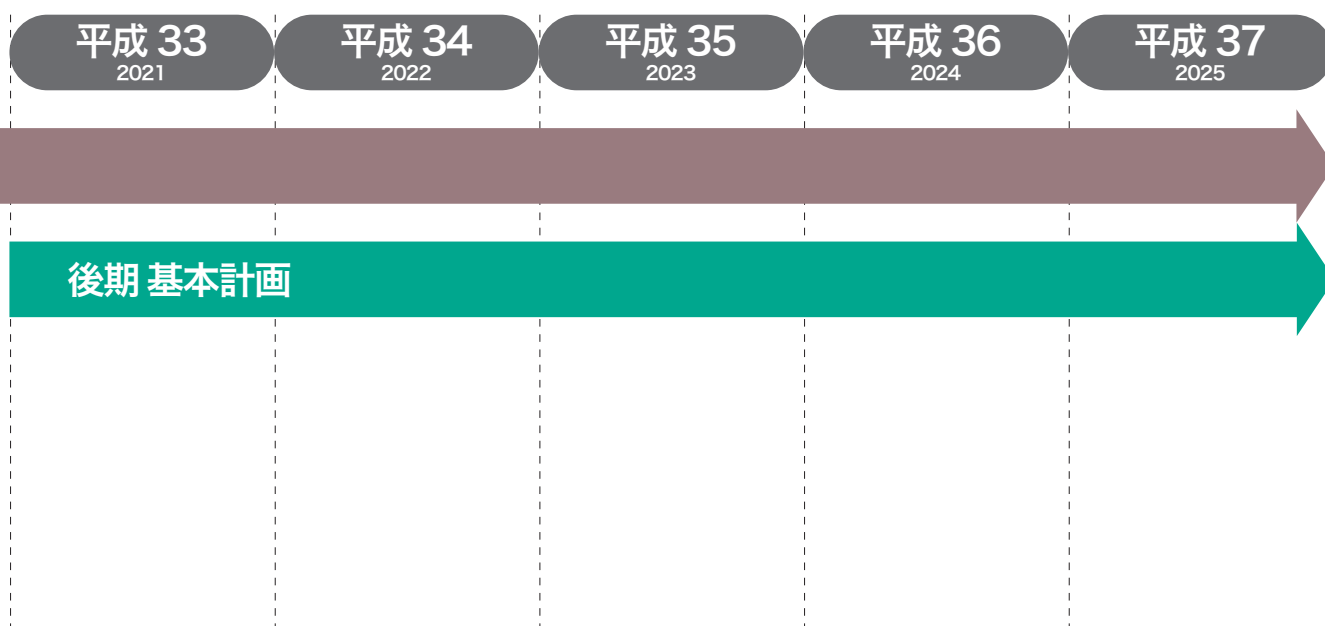


# 計画の体系と期間

第4次総合振興計画は、第3次総合振興計画を踏襲することを基本としつつ、新しい時代の要請をふまえながら、平成28年度から平成37年度までの10年間の計画とし、基本構想・基本計画・実施計画の3部構成としました。

## ▼計画体系

基本構想	10年間	長期的な村の将来像とそれを実現するための基本方針（施策の大綱）を定めたビジョン。
基本計画	5年間	基本構想を実現するために施策の大綱をふまえた基本施策等を総合的・体系的に定めた中期計画
実施計画	3年間	基本計画で定められた施策を効果的に実施するための具体的な事務事業や活動を示した短期計画（事業規模・期間・所管等を明記）



前期基本計画は、基本構想をもとに平成28年度から平成32年度までの5年間とします。実施計画は向こう3ヵ年とし毎年ローリング作業を行います。